

維 持 管 理 計 画 書

維持管理計画書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5に則り、ごみ処理施設の維持管理に関して以下の項目を遵守します。

1. 施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行います。
2. 常時、ごみを均一に混合します。
3. 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行います。
4. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800℃以上に保ちます。
5. 焼却灰（不燃物、ばいじん）の熱しゃく減量が 3%以下になるように焼却します。
6. 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
7. 運転を停止させる場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
8. 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
9. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200℃以下にします。
10. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
11. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
12. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100万分の 100以下となるようにごみを焼却します。
13. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
14. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が $1\text{ng}\cdot\text{TEQ}/\text{Nm}^3$ 以下となるようごみを焼却します。
15. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る）を6ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録します。
16. 排出する集じん器によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、ダイオキシン類による汚染の状況について、年1回以上測定し、かつ、記録します。
17. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
18. ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。
19. ばいじんの薬剤処理は、ばいじん、セメント及び水を均一に混合します。
20. 火災の発生を防止するために必要な処置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。
21. ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じます。
22. 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持します。
23. 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じます。
24. 施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙に関する調査を行います。
25. 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。